

報告第5号

専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

* 市長の専決処分事項の指定について

- 1 その目的の価額が1件60万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関すること。
- 2 1件60万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。

別紙

番号	事故					損害賠償 の額
	専決処分 年月日	場 所	概 要	相手方の 住所氏名	所属 (氏名等)	
	発生年月日					
1	令和 7. 4. 15	愛西市稲葉 町米野地内	愛西市役所構内の駐車場で、公用車 が後進するとき、後方確認が不十分で あったため、駐車中の乗用車に接触 し、相手方に物的損害を与えたもの	(乗用車の使 用者) [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted]	愛西市立佐織 西中学校 ([Redacted])	362, 153 円
	令和 7. 3. 19			(運転者) [Redacted] [Redacted] [Redacted]		